

磐田市バナー広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、磐田市健幸アプリ「たのしっぺい！シン・健幸チャレンジ」（以下アプリという。）へのバナー広告（以下広告という。）に関し、磐田市広告掲載要綱（平成19年磐田市告示第27号。以下「要綱」という。）及び磐田市広告掲載基準（平成19年3月27日制定。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(要領の適用範囲)

第2条 この要領は掲載する広告のほか当該広告がリンクしているウェブページの内容についても適用する。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 アプリに広告を掲載できる者、広告の内容及び広告の範囲は、要綱及び基準に定めるところによる。

2 広告は、本市の広告媒体としてのアプリの品位、公共性及び公益性を妨げないもので、市民に不利益を与えないものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告に掲載する種類、企画、枠数及び1か月あたりの広告掲載料は次のとおりとする。

| 規格 | 掲載位置 | 枠数 | 掲載料 |
|---|------------|-----|----------------------------|
| 画像サイズ 横 960mm・高さ 150mm ファイル形式：png/jpg | アプリトップ画面中央 | 4 枠 | 1 枠 31 日間ごと 10,000 円 |

2 複数表示の場合は自動スクロールとし、スクロール間隔は4秒とする。

(広告の表示内容)

第5条 掲載する広告の表示内容については、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) バナーのデザインがOSやアプリケーションの機能と混同するおそれのあるもの
- (2) 「はい」や「OK」等OSやアプリケーションのボタンのデザインを模したもの
- (3) ラジオボタン、チェックボックス、テキストボックス、リストボックスその他OSのオブジェクトサインを模したもの
- (4) アラートマークその他OSがユーザーに対して注意喚起を促すためのイメージを模したもの
- (5) その他社会的に不適切なもの

2 肖像権・著作権の仕様については、広告主側で無断使用がないか確認すること。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、令和6年8月1日～令和7年2月28日までとする。

(広告の募集)

第7条 広告の掲載を希望する者の募集は市ホームページ、アプリ等とする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、要綱第7条に規定する磐田市広告掲載申込書に次に掲げる物を添付指定して、指定期間内に申し込まなければならない。

- (1) 会社概要、事業内容がわかるもの
- (2) 広告原案
- (3) その他市長が必要と認める書類

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときには、要綱第2条及び基準により広告掲載の適否を審査し、掲載の可否を決定する。

2 第1項の審査により広告の掲載が可と認められる申込みが掲載枠を超えている時は次の順位により掲載を決定する

- (1) 要綱第4条の規定による優先順位
- (2) 新規の広告掲載希望者

3 前項の規定によっても、申込みが同順位で複数ある場合は、抽選により決定する。

4 広告掲載の可否を決定したときは、その結果について要綱第8条に規定する磐田市広告掲載審査結果通知書(様式第2号)により通知する。

5 市長は、前項の規定による通知を行う際、当該広告の内容等の変更を指示、または、必要な条件を付することができる。

(広告の配置)

第10条 広告の配置については次の順位により決定する

- (1) 新規の広告
- (2) 市内に事業所を有する者の広告
- (3) 前号に掲げる者以外の広告

2 前項の規定によっても複数同順位がある場合は、抽選により決定する。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに市の発行する納付書による納付または同等額の商品で一括納入することとする。

2 納付及び納入に係る手数料等は広告主の負担とする。

附則

この要領は令和6年6月26日より施行する。